

PSQ認証制度 申請者ガイドブック ＜制度解説編＞

一般社団法人コンピュータソフトウェア協会



ISO/IEC 25051:2014

はじめに	3
<PSQ認証制度概要>	5
1 PSQ認証制度概要	6
1.1 PSQ認証制度とは	6
1.2 PSQ認証制度のよりどころ	7
1.3 PSQ認証制度の必要性和効果	9
2 認証取得にあたって	11
2.1 PSQ認証取得手続きと流れ	11
2.2 PSQ認証制度の申請者	11
2.3 PSQ認証制度の対象ソフトウェア製品	12
2.4 PSQ認証制度はどのように品質を認証するか	15
<認証手続き>	20
3 認証の手続と提出書類	21
3.1 全体の流れ	21
3.2 各種書類等の入手と提出	22
3.3 評価申請手続	24
3.4 認証申請手続	31
3.5 認証手続	38
4 認証の更新と終了	40
4.1 認証の更新	40
4.2 更新審査の内容と申請手続	41
4.3 認証製品の販売終了	41
4.4 認証の一時停止、取り消し	41
5 認証書・認証マーク	42
5.1 認証書	42
5.2 PSQ認証制度マーク	43

はじめに

2013年6月にPSQ認証制度を開始し、既に国内主要ソフトウェアベンダの多くの製品がPSQ認証を取得しています。

日本のソフトウェア製品の品質の良さは国内外ともに評価が高く、世界中で販売・利用されていますが、2009年、アメリカで発生した自動車事故により、日本の大手自動車メーカーの電子スロットル制御系プログラムが問題視される事態に発展しました。この事件では、最終的には「予期よきせぬ急加速の原因となる問題は見つからなかった」と判定されたものの、第三者機関による認証や確認がなかったばかりに、原因究明と品質証明に多くの時間と費用がかかるというリスクが顕在化しました。

これまでの日本企業では「高品質は当たり前」という共通認識のもと、必死に良い製品を作り出すことに注力してきました。しかし、自社内の品質管理だけでは不十分となってきました。グローバル化が進む昨今では「見える化」が重視され、どの品質基準に従い、どのように製品化し、誰が品質を確認したのか説明するように求められています。またビジネスの競争力強化の観点からも、規格に準じた標準化、品質の見える化、品質説明力強化が必須となっています。

こうした社会的要求に応じるため、一般社団法人コンピュータソフトウェア協会（以下CSAJという）はPSQ認証制度を開始し、従来のパッケージ販売/Webからのダウンロード、クラウド上に装備されたソフトウェア製品をサービスの的に利用するなど様々な形態の製品を第三者による品質評価を実施し、認証しています。

2015年4月には、評価基準に採用する国際標準規格ISO/IEC 25051の2014年度版に改訂されたのに伴い、PSQ認証制度も改訂され、この度は、より申請者が自社製品の第三者検証を受けられやすいように、独立した評価機関に直接相談できる体制を整備いたしました。

PSQ認証制度は、常に最新の国際標準に沿った品質評価基準を取り入れ、第三者による評価制度として信頼ある制度設計となるよう取り組んでいます。利用者がソフトウェア製品を安心・安全にご利用できるように、ソフトウェアベンダが自社製品の品質を客観的にアピールできるよう、PSQ認証制度を促進させていきます。

また、同様のソフトウェア製品に関する第三者認証制度を持つ国と相互承認を実施するためには、実機による第三者評価が必要となります。その取り組みについても記載をいたしました。国際展開を計画している製品の支援ができるものと期待しています。

2017年11月
一般社団法人コンピュータソフトウェア協会
PSQ認証制度委員会
委員長 藤井洋一

chapter 1



<PSQ認証制度概要>

1

PSQ認証制度概要

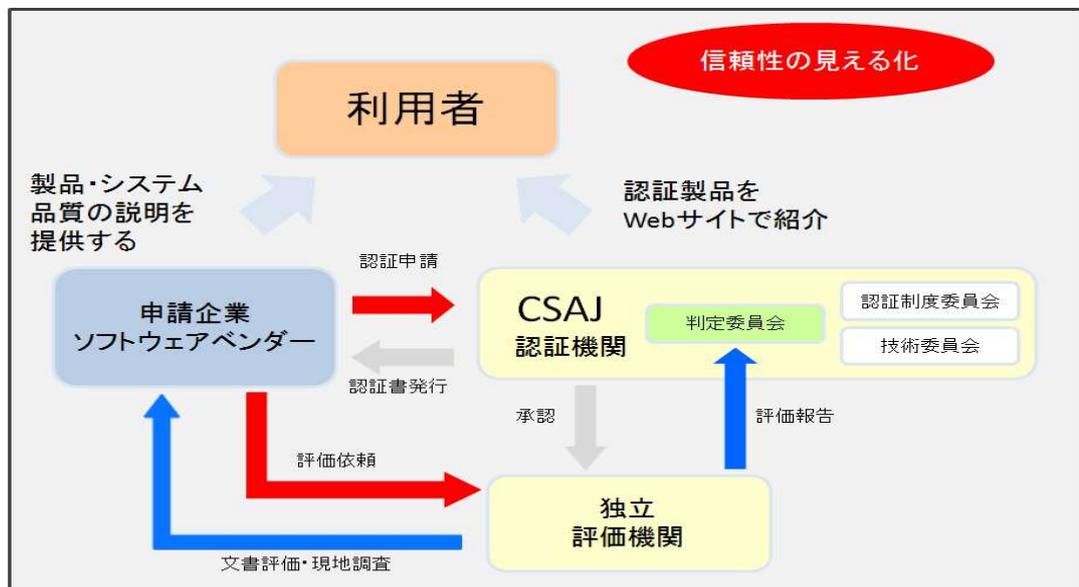


1.1 PSQ認証制度とは

PSQ認証制度とは、「まじめに、品質の良いソフトウェア製品を提供する企業を応援する制度です。」

- まじめにとは、カタログや説明資料の内容がソフトウェア機能として実装されていること。
- 品質の良いとは、実装されている機能がテスト・検証作業により十分な品質が確保されていること。
- 応援する制度とは、CSAJが認証機関として製品が基準を満たしていることを評価しマークを付与します。

これによりソフトウェア製品の説明力・信頼性強化を応援します。



<PSQ認証制度の全体像>

▶▶▶ 1.2 PSQ認証制度のよりどころ

本制度は、2013年6月、日本工業規格JIS X 25051:2011「ソフトウェア製品の品質要求及び評価—商用既製（COTS）ソフトウェア製品に対する品質要求事項及び試験に対する指示」を基に、技術的内容を変更することなく策定しました。このJIS X 25051:2011は、ソフトウェア製品の品質要求・評価に関して定めた国際規格ISO/IEC 25051:2006の完全翻訳である国内規格です。

その後ソフトウェア品質モデルの国際規格ISO/IEC 25010:2013の改訂に対応して、2014年2月ソフトウェア製品の品質要求・評価に関して定めた国際規格ISO/IEC 25051:2014に改訂されました。本制度もその改訂にいち早く対応することとし、2015年4月より国際規格ISO/IEC 25051:2014に準ずる制度に改訂を実施しました。また、日本工業規格JIS X 25051:2011の改訂を実施し、2016年3月に日本工業規格JIS X 25051:2016として公示されました。

▶▶▶ 1.2.1 JIS X25051:2016(ISO/IEC 25051:2014)の要求事項

JIS X 25051:2016 (ISO/IEC25051:2014) ではソフトウェア製品に対して以下の事項が規定されています。

- ①製品説明に対する要求事項
- ②利用者用文書類に対する要求事項
- ③ソフトウェアに対する品質要求事項
- ④試験文書類への要求事項
- ⑤適合性評価のための指示

またポイントは以下の3点です。

- ①製品説明、利用者用文書類に記述されている内容とソフトウェア機能が一致していること。
- ②ソフトウェアの機能、性能が試験文書類で証明されること。
- ③第三者が適合性評価をする場合の手順。

▶▶▶ 1.2.2 JIS X25051:2016(ISO/IEC 25051:2014)での主な変更点

JIS X 25051:2016 (ISO/IEC 25051:2014) では以下の事項が主要な変更点となっております。

- ①ソフトウェア品質モデル JIS X 25010:2013(ISO/IEC 25010: 2011)の改訂対応
 - 製品品質の品質特性の見直し(セキュリティ、互換性の主特性化)
 - 利用時の品質の厳密化(副特性の定義)
- ②適用対象ソフトウェアの拡大
 - 定義の変更: 商用既製ソフトウェア製品 (COTS software product:Commercial Off-The-Shelf software product) から既製ソフトウェア製品 (RUSP:Ready to Use Software Product) へ
 - フリーウェアの追加
 - クラウドコンピュータを通じて使用できるソフトウェア製品の追加

▶▶▶ 1.2.3 関連する規格(ISO/IEC 250nn SQuaREシリーズ)

ISO/IEC 25051を包含するものとしてISO/IEC 250nn SQuaREシリーズがあります。従来ソフトウェア製品の評価では、ISO/IEC 9126シリーズおよびISO/IEC 14598シリーズが広く認知されていましたが、2000年5月にISO/IEC 250nn SQuaREシリーズとして再編され、承認が行われました。現在はこのISO/IEC 250nn SQuaREシリーズがソフトウェア製品の評価に用いられています。

▶▶▶ 1.2.4 国際規格委員会との連携

ISO/IEC 25051:2014の改訂にあたっては、日本は日本工業調査会（JISC）が窓口になり、実作業は情報処理学会の情報規格調査会に設置されたSC7/WG6国内委員会のメンバーが行いました。規格の改訂状況を掴みながら新しいサービスにも適用できるよう、CSAJも委員を派遣し、その改訂に積極的に関わりを持ってきました。

さらに、現在進められているソフトウェアの品質測定法に関する国際規格ISO/IEC 25022（利用時の品質）、25023（システム及びソフトウェア製品品質）の検討状況を随時入手し、PSQ認証制度の評価方法の改善を図る予定です。

▶▶▶ 1.2.5 ソフトウェア品質説明のための制度ガイドラインへの準拠

2013年6月に独立行政法人情報処理推進機構（以下IPAという）よりシステムにおけるソフトウェアの信頼性・安全性等に関する品質説明力強化のための制度ガイドライン（通称：ソフトウェア品質説明のための制度ガイドライン）が発表されました。

このガイドラインの基本的な考え方は「ソフトウェアが重要な機能の実現に関わる製品・システムにおけるソフトウェアの信頼性や安全性等に関する品質について、供給者が利用者に示す説明が適切であることを、第三者が基準に照らして確認し、第三者並びに供給者がその結果を利用者に分かりやすく提供する制度」となっています。

PSQ認証制度は、JIS規格（ISO/IEC規格）を評価基準とし、IPAが推進するガイドラインに準拠しています。

▶▶▶ 1.2.6 国際相互承認のための追加事項

国際的に販売展開を計画する製品を支援する目的で、同様な品質認証制度を行っている諸外国と相互承認を行えるように制度を拡充しました。相互承認が行える国については今後ホームページで公開してまいります。

国際相互承認をするための追加事項は、実機による試験文書への要求事項に対応することです。具体的には、機能のサンプリング（重要機能中心）を行い、試験環境を構築し、申請者から提出された試験仕様書に基づいて実機試験を行い、同様の試験結果が得られることを確認する作業が追加されます。

▶▶▶ 1.2.7 システム及びソフトウェア製品の個別機能認証の追加

多様化するシステム及びソフトウェア製品の全体を認証することが本制度ですが、個別の機能について重点的に認証するニーズが出てきています。

このニーズに対して、本制度のスキームを利用した認証制度の構築に対応していきます。

1.3 PSQ認証制度の必要性と効果

1.3.1 ソフトウェア製品の品質認証制度の必要性

JISX25051:2016 (ISO/IEC 25051:2014)「システムとソフトウェア製品の品質要求及び評価 (SQuaRE) –既製ソフトウェア製品 (RUSP) に対する品質要求事項及び試験に対する指示」の序文に、ソフトウェア製品の情報提供に関する説明があるので引用します。

▶ JISX25051:2016(ISO/IEC 25051:2014)序文より

幅広い様々な適用業務分野で、既製ソフトウェア製品 (RUSP) の使用が増加しており、多くの場合、その正しい運用操作が、ビジネス適用業務、安全性適用業務及び個人適用業務にとって、極めて重要となる。既製ソフトウェア製品 (RUSP) は、その製品の特質及びその他の品質に何の影響も及ぼすことのなかった取得者に対して既製品として販売されるパッケージ・ソフトウェアである。典型的には、ソフトウェアは、利用者用文書類と一緒に、こん(梱)包されて、又はWEBストアを通じてダウンロードされて、販売される。利用者が、クラウドコンピュータを通じていつでも使用できるソフトウェア製品も既製ソフトウェア製品 (RUSP) とみなしてもよい。外装表示又は供給者のWEBサイトで提供されている情報は、製造者又はマーケティング組織が、取得者及び利用者に情報を伝えることができる唯一の手段であることが多い。それゆえ、その既製ソフトウェア製品 (RUSP) の品質が取得者のニーズに合っていることを評価できるように、必要不可欠な情報を取得者に提供することが重要である。

ソフトウェア製品の利用者が購入前に得られる情報は、製造者または販売者が提供するカタログや外装表示、あるいはWEBサイトに掲載された情報や広告に限られています。したがって、製造者は利用者に対して品質を含め重要な情報を適切に提供する必要があると同規格は指摘しています。言い換えれば、利用者が自身のニーズに合う高品質なソフトウェア製品を選択できるよう、適切な情報提供がなされることが重要だと説いています。

その解決策、つまり信頼ある情報を提供する方法として、「第三者評価または第三者認証」を提案しています。ソフトウェア製品の利用者の中にはビジネスや安全性における重大なリスクに対する保証を必要としている人もいます。実際に利用者がソフトウェア製品購入後に何らかのリスクに直面することもあるかもしれません。こうした利用者が直面するリスクなどを踏まえ、同規格ではソフトウェア製品に対して最低限の安全性またはビジネス上の重要な品質要求事項に関して (特定するまでの意図はないまでも) 参考となる手引きを提供しています。

視点を変えれば、このように国が商用ソフトウェア製品のJIS基準を定めた意義は大きいと言えます。CSAJは国内外の企業や個人が安心して利用できるように、またそれだけではなく世界に通用するソフトウェア製品の開発・販売支援のためにも、国際規格に基づいた認証制度を運用し普及させることが必要だと考えています。

▶▶▶ 1.3.2 PSQ認証制度のもたらす効果

PSQ認証制度が目指すものと、それによりもたらされる効果は以下のとおりです。

▶ ソフトウェア製品に関する利用者や市場への品質説明力強化

技術知識の不足した利用者にも分かりやすいように、製品の品質についての認証を行うことで利用者が製品を安心して購入できるようになります。

- 効果⇒利用者の安心感の向上

▶ 国際市場における日本製品の品質に関する正当な評価の確立

第三者による正当な製品評価制度を確立することにより、国際市場における競争力の維持・強化を図ります。特に新成長分野や国際社会での利用と購入が増加し、国際優位性の確保につながると期待できます。

- 効果⇒国際競争力の維持・強化
- 効果⇒国際優位性の確保

▶ 利用者の潜在的なリスク低減

ソフトウェア製品は日々高度化しています。これらソフトウェア製品が品質要求事項（申請者ガイドブック 評価基準解説編 参照）を満たしていることを品質認証制度が説明するので、利用者のリスクを低減し、利用者の利益につながります。

- 効果⇒利用者の快適性・利便性の向上

▶ ソフトウェア製品の本質的な品質向上

第三者がソフトウェア製品の品質確保状態を評価することで、本質的な品質向上が図れます。これにより利用者および国民生活の安全性の確保を図れると期待できます。

- 効果⇒利用者生活の安全性の確保

2

認証取得にあたって

本節では、PSQ認証制度へ申請するにあたり、評価準備や申請手順についての概要を解説します。

▶▶▶ 2.1 PSQ認証取得手続きと流れ



<PSQ認証制度の認証作業の関係>

▶▶▶ 2.2 PSQ認証制度の申請者

PSQ認証制度に申請できるのは、特定または不特定の利用者にソフトウェアを提供する事業者です。

- 品質の見える化で利用者に安心を与えたい
- 差別化を図り売上を伸ばしたい
- 海外進出をしている、目指している(国際標準)
- OEM提供で品質確認作業を軽減させたい
- ベンチャーとして新規参入の信用力UPに利用したい
- クラウド上で提供するアプリケーションソフトウェアの品質を高めて信頼できるクラウドとしたい
- 社内の品質を高めたい(社内基準)

2.3 PSQ認証制度の対象ソフトウェア製品

PSQ認証制度の対象となるソフトウェア製品には、以下の要件が必要です。

- ▶ 想定される利用者、利用目的、利用状況(環境)の特定
 - 利用者の特定:具体的に想定する利用者を特定する事が大切です。
 - 利用目的の特定:「顧客満足度を上げるため」といった具体的な目的が大切です。
 - 利用状況の特定:入力の頻度や取扱データ量等の利用状況の特定が大切です。
 - 制約条件:顧客の母集団規模、今後の展開の可能性、上位のサービスへの移行の可能性、PC リテラシー、他のアプリとの連携、使用者の増加数などを想定する中で制約を設定していくことを推奨しています。

- ▶ ソフトウェアのカテゴリ

PSQ認証制度では、以下のようなソフトウェアカテゴリを対象としています。

カテゴリー	製品分類等
サーバ系	EAI、Webサーバ、アプリケーションサーバ、DWHサーバ、ETLツール、DBサーバ、セキュリティ管理、運用管理
統合業務系	ERP、CRM/SFA、SCM、CTI、コールセンター
オフィス	表計算、ワープロ、DBソフト、プレゼンテーション
コラボレーション	電子メール、グループウェア、ワークフロー
開発支援/言語	設計ツール、画面帳票設計ツール、帳票ツール、CASE
業務系ソフト(単独)	財務・会計管理、納税管理、人事・給与管理、販売・仕入・在庫管理、顧客管理、翻訳支援ソフト、電子帳票ソフト
特定分野ソフト	特定業種向け、CAD/CAM/CAE/AEC/GIS、技術計算/AI
ネットワーク	通信、インターネットツール
デザイン・グラフィックス	グラフィックソフト

▶ 影響レベルの想定

対象となる製品の不具合や誤使用によるリスクに応じて影響度合いを想定します。

PSQ認証制度では監査レベル2までを対象とします。

影響 レベル / 監査 レベル	産業・経済影響レベル	利用者・国民影響レベル	想定されるソフトウェア製品
	国や産業レベルへの影響を 目安とする。 また、その結果が 直接影響するか否か	生命への影響度合いと 当該利用者の影響の範囲が否か	想定されるカテゴリー
4	我が国の産業への広範囲な影響	当該利用者ならびに当該利用者以外への 重大な影響 (代替手段による影響軽減が困難な影響) 国民への広範囲で重大な影響	原子力発電所・地震予知 航空・宇宙管制制御・軍事関係 政府系システム
3	当該産業に限定された影響 当該企業以外の同一・類似産業へ の影響	当該利用者への重大な影響に加え、当該 利用者以外への軽微な影響 (代替手段による影響軽減が容易な影響) (生命・健康に関わる)	医療系制御システム 交通系制御システム OS系 生命に影響するシステム
2	当該企業に限定された影響 当該製品・サービス以外の他事業 への影響	当該利用者に限定された重大な影響 (生命・健康に関わらない)	サーバ系・業務系ソフトウェアで その結果が直接的に他事業へ重 大な影響を及ぼさないソフトウ ェア
1	当該製品・サービス事業に限定さ れた影響	当該利用者に限定された軽微な影響	オフィス系・開発支援・言語 特定分野ソフト、 通信セキュリティ
0	影響はない／ほとんど影響はない	影響はない／ほとんど影響はない	データ集・ゲーム・家庭趣味 音声映像・ユーティリティ等

▶ 認証対象としないソフトウェア

下記に該当するソフトウェアについては、認証の対象としません。

- 処理結果が、利用企業以外に影響を及ぼすソフトウェア
- 処理結果が、生命に影響を及ぼすソフトウェア
- 技術性及び経済的な価値を欠いている単純な機能のソフトウェア
- 独自の環境でのみ運用される汎用性のないソフトウェア
- ゲーム産業振興を妨げる賭博性のあるソフトウェア
- 健全な企業活動を妨害する有害なソフトウェア
- 他の知的財産権を侵害しているソフトウェア
- 影響度合いが予想できないソフトウェア

当該ソフトウェアの計算結果を、専門的な第三者が認証して利用する場合は、他事業への直接的な影響はないと判断し、対象とします。(例：会計ソフト、CADソフトなど)

また、結果が利用者にとって重要であっても生命・健康に影響しなければ対象とします。

▶ ソフトウェア製品の認証範囲の特定

ソフトウェア製品の認証範囲を以下の観点から特定する必要があります。

- バージョン
- 動作環境(OS や PaaS)、提供環境(スタンドアローン型、クライアントサーバ型、SaaS)
- 製品シリーズ
- オプション機能
- 他製品との連携機能

ソフトウェア製品のバージョンや動作環境・提供環境の特定のほかに、ソフトウェア製品がシリーズ化されている場合、シリーズ全体を認証範囲とするのか/その中の1製品にするのか、オプション機能を含めるのかどうかを明確にしてください。

また、クラウドアプリケーションソフトウェア製品などは、他製品との連携で機能を実現している場合が多く、評価の範囲は利用者からみた機能全体が対象となりますが、あくまでも認証の対象は申請製品のみとなりますので、申請製品と他製品とがどのように機能連携を実施しているかを明確にしてください。

2.4 PSQ認証制度はどのように品質を認証するか

以下でPSQ認証制度の評価基準の概要について説明します。

<申請者ガイドブック 評価基準解説編>で、評価基準の詳細について具体例を交えて説明しています。併せてご参照ください。

2.4.1 PSQ認証制度で評価されること

PSQ認証制度では、ソフトウェア製品に関連する以下の3種類の文書が評価対象になります。

- ①製品カタログ、WEB サイト、製品の外装表示など
PSQ認証制度では、これらの文書のことを『製品説明』と呼びます。
- ②インストールマニュアル、操作マニュアル、運用マニュアルなど
PSQ認証制度では、これらの文書のことを『利用者用文書類』と呼びます。
- ③試験計画書、試験手順書、不具合報告書など
PSQ認証制度では、これらの文書のことを『試験文書類』と呼びます。

これらの文書の評価することによって、製品カタログなどに記載されている事柄が、ユーザマニュアルの記載内容と一致しているか、実際にソフトウェア製品に実装されているかを確認します。この確認により、ソフトウェアの選択を利用者自身ができるか、適切な情報提供がなされているかの評価が可能となります。

なお、国際相互承認を希望される製品では実機評価を実施します。

プログラムの確認試験は認証申請者が提出した試験文書に記載されている試験をサンプリングして試験文書に記載のとおり実施し、その試験結果が申請者の試験結果と同様であることを確認します。

▶ 評価対象となる文書の相関関係

評価対象の3種類の文書は、互いに関連しています。文書に記載されている事柄も各文書間で互いに対応づけることができます。それは、それぞれの文書が、同じソフトウェア製品について異なる目的で書かれた文書だからです。

■ 製品説明

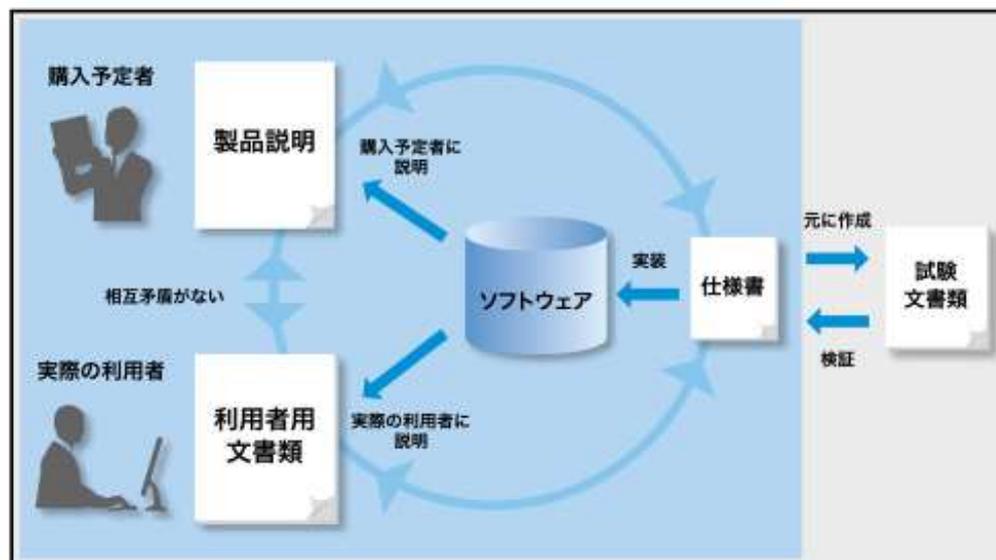
購入予定者を対象に書かれた文書で、製品の特徴や、主要な機能の効用など、ソフトウェアをアピールする目的で書かれています。この文書で書かれている内容と利用者用文書に矛盾があってははいけません。また、アピールしていることは、試験文書によって動作確認されていることが分かる必要があります。

■ 利用者用文書類

ソフトウェアの利用者を対象に書かれた文書類で、機能の使い方や設定に関する説明をする目的で書かれています。ここに書かれている内容が、試験文書類によって動作確認されていることが分かる必要があります。

■ 試験文書類

ソフトウェアの開発者が製品品質を試験する目的で書いた文書類で、機能に関する操作と期待結果と実際の試験結果が書かれています。通常、この文書は、製品の仕様書を元に書かれます。また、試験全体の計画書、試験結果報告書、試験品質の評価報告書の文書類も、試験文書類に該当します。



<文書間の相関関係>

続いて、製品説明、利用者用文書類、試験文書類それぞれの評価基準概要を説明します。

▶▶▶ 2.4.2 製品説明(製品カタログなど)の評価基準概要

購入予定者は、製品カタログやWEBサイト、製品の外装表示などを通して製品の機能や性能などの情報を入手します。入手した情報から、当該製品が自身の用途に適しているか、購入に値するかどうかを判断します。

購入予定者にとって情報が入手しやすいこと、必要十分で正確な情報が入手できることが重要です。

製品説明には、製品カタログとは別に用意された製品紹介資料なども含まれます。

PSQ認証制度では、それら複数の文書を総合的に見て、評価基準を満たしているかどうかを評価します。主に次の様なことが評価されます。

- 入手／参照のしやすさ、利用のしやすさ
- 利用者の要求にソフトウェアが適合しているか判断できる情報を含んでいるか
- 製品の特徴、機能、性能、制約などの情報が明確かつ正確に記載されているか



- 製品説明の評価基準についての詳細な説明は、「申請者ガイドブック 評価基準解説編 2 製品説明(製品カタログなど)の評価基準」をご覧ください。
- 製品説明は、評価申請で提出する書類の一つです。

▶▶▶ 2.4.3 利用者用文書類(ユーザマニュアルなど)の評価基準概要

利用者は、ユーザマニュアルなどを参照して、製品の導入や操作／運用を行います。

製品を使用する上で必要な情報が正しく記載されていることが重要です。

利用者用文書類には、印刷物はもちろん、PDFやHTMLなどの電子ファイル、WEBサイトで公開しているものも対象になります。開発用のインタフェース仕様書なども利用者用文書類に含まれます。

主に次の様なことが評価されます。

- 利用する上で必要な情報が正しく記載されているか
- 製品カタログなどの製品説明と矛盾や不一致がないか
- 想定している利用者にとって理解しやすいか



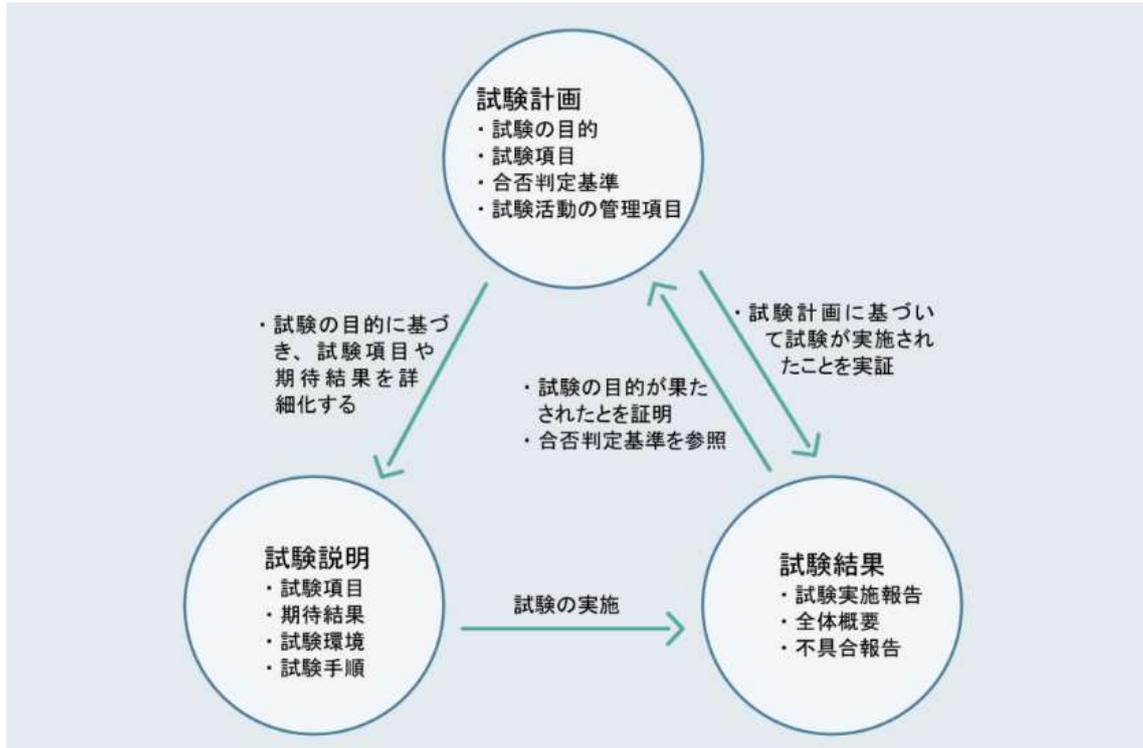
- 利用者用文書類の評価基準についての詳細な説明は、「申請者ガイドブック 評価基準解説編 3 利用者用文書類(ユーザマニュアルなど)の評価基準」をご覧ください。
- 利用者用文書類は、評価申請で提出する書類の一つです。

2.4.4 試験文書類の評価基準概要

既製ソフトウェア製品（RUSP）の開発者は、製品を販売する前に行う試験で、製品説明や利用者用文書類に記載されていることが確かにソフトウェア製品に実装され、説明と実際との間に相違がないことを確認します。

利用者に対して製品の品質を担保するためには、適正な試験が実施されたことを試験文書類から確認することが重要です。

試験文書類とは、製品の試験に付随して作成する一連の文書類のことで、名称や形式は問いません。



<試験計画、試験説明、試験結果>

主に次の様なことが評価されます。

- 製品説明や利用者用文書類に記載されている製品の機能が正しく実装されていることが、試験によって確認されているか
- 製品の性能や使いやすさなどが、試験によって確認されているか
- 試験を実施した結果や合否判定が具体的で明確に記載されているか



- 試験文書類の評価基準についての詳細な説明は、「申請者ガイドブック 評価基準解説編 5 試験文書類の評価基準」をご覧ください。
- 試験文書類は、評価申請で評価されます。
評価申請の時に別書式の「機能・品質特性対応表」、現地調査の時に別書式の「試験結果一覧表」に必要事項を記入して提出します。試験文書類そのものは提出いたしません。評価申請で実施される現地調査において現物確認させていただき評価します。（試験文書類が遠隔から参照可能な場合は、書類審査時にも評価いたします。）

▶▶▶ 2.4.5 適合性評価機関について

JISX25051:2016 (ISO/IEC 25051:2014) の7項「適合性評価のための指示」によれば、適合性評価グループ（適合性評価機関）は、「ある認証制度に従って作業する試験機関、又は既製ソフトウェア製品（RUSP）の供給者から独立した社内の試験機関になることができる」とあります。

PSQ認証制度では、「ある認証制度に従って作業する試験機関」の定義を下記とします。

- 公益財団法人 日本適合性認定協会(JAB)が認定する JISQ17025「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に適合した試験所であって、JABRL365 もしくは 366 の指針に認定された試験所及び試験機関
- もしくは、同等の能力を有していると認定された試験所及び試験機関

上記の適合性評価機関の適合性報告書が申請者より提供された場合は、本制度の評価機関が作成した評価報告書と同等の取扱いとします。詳細については別途お問い合わせください。

chapter 2

CSAJ

<認証手続き>

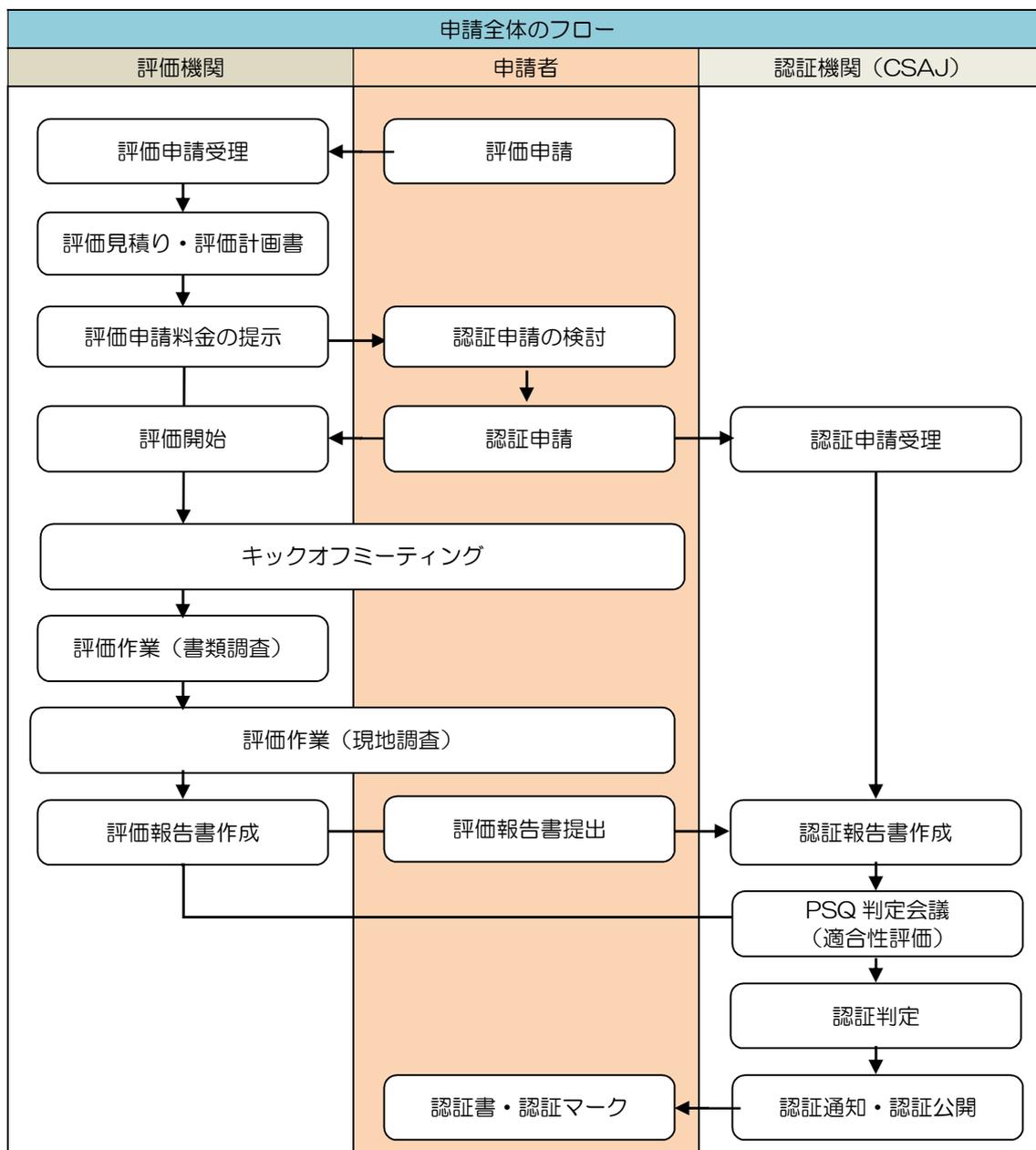
3

認証の手續と提出書類

本節では、認証の申請から取得までの流れを説明します。それぞれの段階で必要な提出書類、関連する規程等についても説明します。

3.1 全体の流れ

PSQ認証制度では、大きく評価申請と認証申請のふたつのステップで認証を行います。評価申請では、申請者から製品の特徴や主な機能、評価規模を知るための書類等を提出、それをもとに評価機関で申請料金を提示します。申請者は認証申請するかを判断してください。認証申請では、申請者から認証機関への認証申請を行いますと評価機関が評価作業を開始し、評価報告書を作成します。評価機関からの評価報告をもとに判定委員会が適合性評価判定を行います。



▶▶▶ 3.2 各種書類等の入手と提出

申請に必要な書類の取得方法および提出窓口等について説明します。

▶▶▶ 3.2.1 必要書類の入手(評価用)

申請に必要な書類等は下記WEBサイトよりダウンロードできます。

以下、書類一覧は本ガイド紹介の評価関連の書類のみを抜粋しております。

<http://www.csaj.jp/psq/>

評価関連書類一覧		
書類名		様式
評価申請書		様式1-1
評価アプリケーション範囲特定図		様式1-2
製品説明情報一覧		様式3
機能・品質特性対応表		様式4
評価項目明細		様式5
	評価項目明細(製品説明)	様式5-1
	評価項目明細(利用者用文書)	様式5-2
	評価項目明細(試験文書)	様式5-3
秘密保持契約書		様式13
質問票		様式20
概要情報チェックシート		様式21-1
試験結果一覧表		様式21-2
利用時の品質に関するヒアリングシート		様式21-3

▶▶▶ 3.2.2 必要書類の入手(認証用)

申請に必要な書類等は下記WEBサイトよりダウンロードできます。

以下、書類一覧は本ガイド紹介の認証関連の書類のみを抜粋しております。

<http://www.csaj.jp/psq/>

認証関連書類一覧		
書類名		様式
認証申請書		様式2
申請取下げ届		様式8
WEB掲載事項変更届		様式18
認証製品販売終了通知書		様式19

▶▶▶ 3.2.3 各種書類の提出・お問い合わせ窓口

■ 認証機関

連絡先

一般社団法人コンピュータソフトウェア協会

PSQ認証室

住所：〒107-0052

東京都港区赤坂1-3-6 赤坂グレースビル4F

TEL：03-3560-8452

メールアドレス：psq_info@csaj.jp

※提出は原則デジタルデータを、メールに添付して提出してください。

※添付ファイルの合計サイズが10MBを超える場合は、メールを分割するか、WEBストレージなどの活用をご検討ください。

■ 評価機関

連絡先

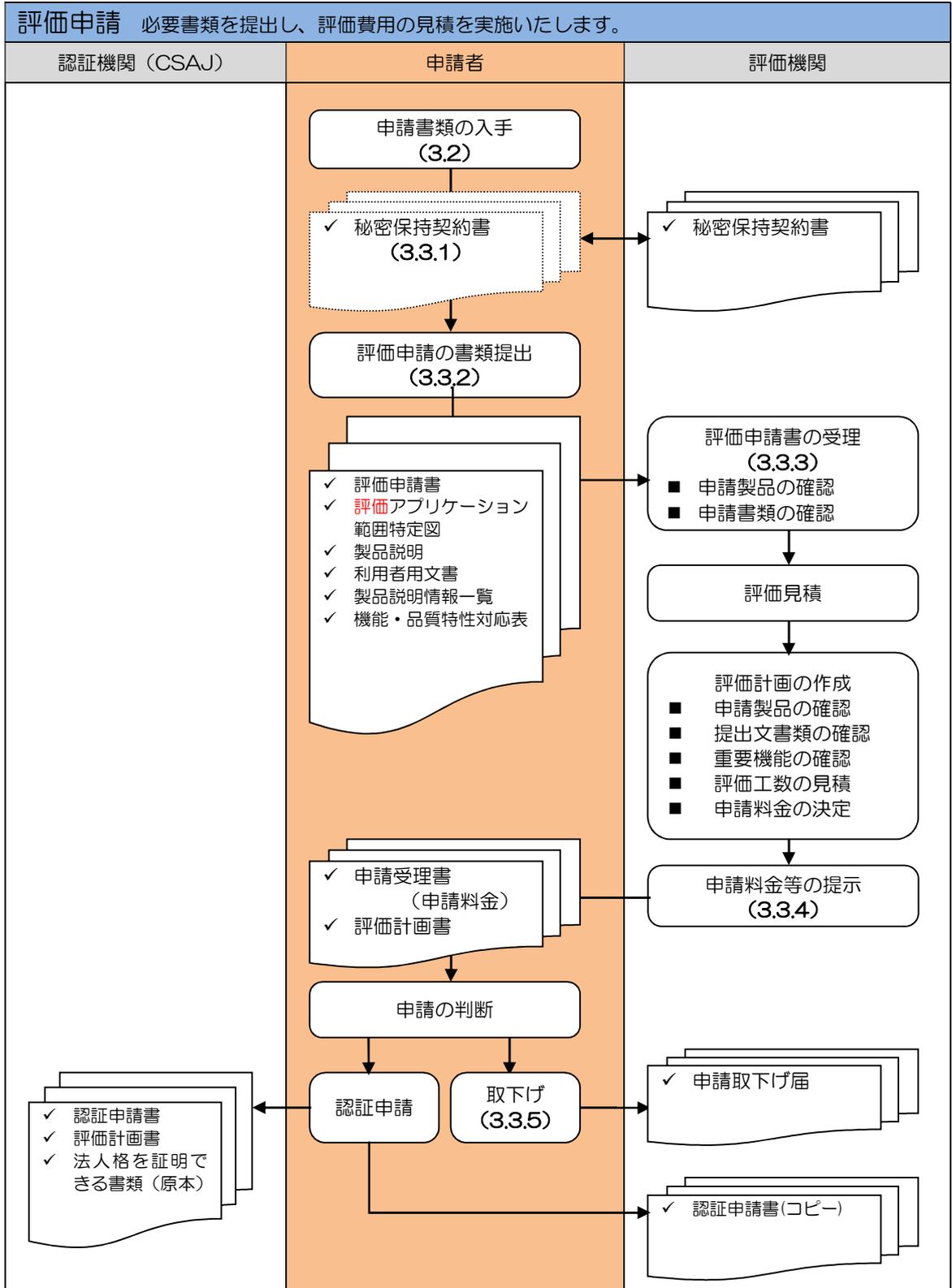
以下、ホームページの評価機関リストよりご確認ください。

評価依頼の際には相見積もりをしてください。

<http://www.csaj.jp/psq/>

▶▶▶ 3.3 評価申請手続

評価申請の具体的な手順は以下の通りです。申請者が評価機関を選定し評価作業を進めます。



3.3.1 秘密保持契約の締結

評価申請段階での情報開示において、秘密保持契約の取り交わしが必要な場合は、提出してください。

▶ 秘密保持契約書（PSQM-02-A 様式13）

- PSQ 認証制度では、認証機関が用意する「秘密保持契約書」書式での締結を原則とします。
申請者はWEBサイトに掲載している「秘密保持契約書」に、記名押印または署名済みの秘密保持契約書2部を申請書類一式と一緒に提出してください。評価機関にて、「秘密保持契約書」の締結日等を記入し、押印したうえで、評価機関で1部を保管し、1部を返送します。
- 申請者以外の関係者（例えば、開発、製造、配送等の委託先、評価対象に含まれる部品や基盤ソフトの供給元）が認証申請に係る評価用提供物件（現地での評価を含む）を提供する必要がある場合、当該関係者は、申請者を通じて「秘密保持契約書」を評価機関に2部提出のうえ、評価機関との間で秘密保持契約を締結することができます。

3.3.2 評価申請の書類提出

申請者は、評価申請に必要な以下の書類を各1部用意し、評価機関に提出してください。

▶ 評価申請書（PSQM-02-A 様式1）

認証機関のWEBサイトの記入例を参照して以下の項目等を記入します。
ポイントになる点のみここでは説明します。

- ① 申請者の名称等
申請に関して権限及び責任を有する方の氏名を記名してください。
 - ② 評価対象製品の名称
名称・バージョンはカタログやマニュアル等の記載のものと一致していることを確認してください。また、評価対象製品の名称は、認証書に記載されるため、空白を含め正しく記入する必要があります。
- * 製品名称が複数のシリーズ製品等を示している場合は、単体の申請なのかシリーズでの申請なのかを明確にしてください。（申請後、申請製品の状況を考慮して、1申請なのか複数申請となるのかを認証機関にて判断いたします。）
 - * バージョンを利用者に公開していない場合は、評価対象製品と評価対象文書が日付等で対応づけられていることを確認し、日付、または日付と内部管理バージョンを記載してください。
- ③ 申請担当者名
評価機関から申請における諸連絡をする際の担当の方の連絡先を記入します。
担当、電話等の連絡先に変更があると、評価機関からの連絡等ができなくなりますので、評価機関に速やかに申し出てください。
 - ④ 開発者名称
製品開発者と申請者が異なる場合は、記載してください。
 - ⑤ 添付資料
評価申請に必要な添付資料が揃っているかをチェックしてください。
また、必要書類以外の添付資料がある場合は、記入してください。
 - ⑥ 評価申請段階での秘密保持契約
秘密保持契約は評価申請時に取り交わしをします。

評価申請段階での情報開示において、秘密保持契約の取り交わしが必要な場合は、チェックしてください。(3.3.2 秘密保持契約の締結 参照)

■ ⑦ 利用者の特定

評価対象のソフトウェア製品の主な利用者（個人またはビジネス組織）を記入してください。利用者には、運用者、ソフトウェアの結果の受け入れ者、またはソフトウェアの開発者もしくは保守者などが含まれます。

例：グループウェア 導入企業のソフトウェア利用社員
 会計ソフト 導入企業の入力担当者（経理部）、情報参照者（経営者など）

■ ⑧ 利用目的の特定

利用者がソフトウェアを利用して達成しようとすることを記入してください。

例：グループウェア 自己および他の社員のスケジュール情報管理、伝言登録・参照
 会計ソフト 仕訳情報の入力、帳簿・試算表出力、決算資料作成

■ ⑨ 利用状況の特定：

利用者がソフトウェアを利用する状況について記入してください。

例：利用端末 スタンドアロン利用や、複数端末からの同時利用など
 例：稼働頻度 ほぼ終日稼働、月末のみ利用など

■ ⑩ 制約条件

ソフトウェアが適正な結果を提供するために必要となる状況

例：必要ハードウェアやソフトウェア、ネットワークや機器等の稼働環境など

例：稼働可能OSのバージョンなど

例：ソフトウェアの使用及び運用操作に必要な特定の知識など

■ ⑪ 製品導入状況

申請製品の販売年数、販売数、販売料金等を記入してください。

■ ⑫ 影響レベル

本ガイドブックに記載の影響レベル（2.3参照）について、(1) 影響レベルの自己判断結果、(2) 判断根拠を記載してください。

判断の根拠としては、製品が取り扱うアウトプットデータの内容や、製品に不具合が発生した場合の影響範囲の想定等があります。

▶ 評価アプリケーション範囲特定図(PSQM-02-A-2 様式1-2)

申請されたソフトウェア製品が、利用者に対して機能を提供する形態を示した概念図で、OS/PaaSとの関係、他ソフトウェア製品との関係を明確にし、評価範囲及び認証範囲を明確にします。

他製品との連携により実現されている機能例として以下のものが挙げられます。

例)

- ・ユーザ認証機能
- ・データバックアップ機能

記述書式は自由です。以下に例を示します。

例)

- ・システム構成図（ハードウェア構成品上のソフトウェアの機能配置図）
- ・機能ブロック図（アプリケーションソフトウェアを構成するモジュール群の機能関連図）
- ・レイヤ構成図（ハードウェア、IaaS、PaaS、SaaSの相互関連図）

▶ 製品説明(製品カタログ等)

製品説明とは、購入予定者や利用予定者に対して、当該製品の特徴、機能の概要、制約、使用するうえでの要求事項(ハードウェア環境、他に必要となるソフトウェアなど)を伝える文章です。

製品説明はPSQ認証制度における評価対象となります。(申請者ガイドブック 評価基準解説編 8 製品説明(製品カタログなど)の評価基準 参照)

Webカタログの場合は、参照方法と概算の量(頁数換算等)をご提示ください。

「機能・品質特性対応表(PSQM-02-A 様式4)」にて、〈重要機能〉として記載した機能内容の説明が記載されている必要があります。

▶ 利用者用文書類(マニュアル等)

利用者用文書類とは、利用者が当該製品を使用するうえで、必要な情報を提供する文書などを指します。

オンラインヘルプなどの場合、参照方法と概算の量(頁数換算等)をご提示ください。

利用者用文書類はPSQ認証制度における評価対象となります。(申請者ガイドブック 評価基準解説編 9 利用者用文書類(ユーザマニュアルなど)の評価基準 参照)

「機能・品質特性対応表(PSQM-02-A 様式4)」にて、〈重要機能〉として記載した機能内容の説明が記載されている必要があります。

▶ 製品説明情報一覧(PSQM-02-A 様式3)

評価対象ソフトウェアの利用者が、製品カタログや利用者用文書類、動作に必要な環境、サポート体制などの製品説明をどこから入手できるかなどを記入する資料です。

- ① 名称
カタログや取扱い説明書などの製品説明の具体的な名称を記入してください。
- ② 利用者の入手方法、所在など および 備考
利用者が製品説明を、どのように入手可能かを記入してください。
- ③ 販売店での配布
販売店から入手可能な場合は“○”を記入してください。
- ④ WEB
WEB から入手可能な場合は“○”を記入してください。
その場合は、「②利用者の入手方法、所在など および 備考」にて、URL を記入してください。
- ⑤ ダウンロード
情報がダウンロード可能である場合は“○”を記入してください。
- ⑥ 媒体の種類
製品説明の媒体を記載ください。(紙、CD など)
- ⑦ 利用制限
当該情報を利用するうえでの制限事項があれば記入ください。(ユーザ登録者のみ閲覧可能など)

▶ 機能・品質特性対応表(PSQM-02-A 様式4)

評価対象ソフトウェアの機能一覧を記入する資料です。

例：マニュアルなどの目次

また、申請者が評価対象ソフトウェアの機能として特に重要と考える機能（重要機能）について、ピックアップします。ここでピックアップした機能と、評価申請書で記載した「利用者、利用目的、利用状況、制約事項」をもとに評価機関が評価すべき機能と判断し追加した機能が、試験文書との突合確認を実施する重要機能となります。

評価申請では、本書類の「製品機能」、「重要機能」欄のみを記入し提出してください。

- ① 製品機能
製品説明・利用者文書類に記載されている機能の項目を記述してください。(例：マニュアルの目次)
- ② 重要機能
 - ①の機能で製品説明に記載のある機能に○を記入、「重点的に説明」している機能に◎を記入してください。
 - ①の機能で利用者用文書類に記載のある機能に該当箇所(ページ数、ヘルプ)を記載してください。
 - 自社製品の機能として製品説明/利用者用文書類に記載のある他社機能がある場合は○を記入してください。

▶▶▶ 3.3.3 秘密保持契約の締結

評価申請段階での情報開示において、秘密保持契約の取り交わしが必要な場合は、提出してください。

▶ 秘密保持契約書（PSQM-02-A 様式13）

- PSQ 認証制度では、認証機関が用意する「秘密保持契約書」書式での締結を原則とします。
申請者は WEB サイトに掲載している「秘密保持契約書」に、記名押印または署名済みの秘密保持契約書 2 部を申請書類一式と一緒に提出してください。評価機関にて、「秘密保持契約書」の締結日等を記入し、押印したうえで、評価機関で 1 部を保管し、1 部を返送します。
- 申請者以外の関係者（例えば、開発、製造、配送等の委託先、評価対象に含まれる部品や基盤ソフトの供給元）が認証申請に係る評価用提供物件（現地での評価を含む）を提供する必要がある場合、当該関係者は、申請者を通じて「秘密保持契約書」を評価機関に 2 部提出のうえ、評価機関との間で秘密保持契約を締結することができます。

▶▶▶ 3.3.4 評価申請の受理

評価機関は、提出書類などに基づき、評価申請の受理の可否を判断します。

当該ソフトウェアがPSQ認証の対象範囲ではない場合や、提出いただいた書類等に不備がある場合などは、申請を受理できないことがあります。

問題がない場合、評価機関は評価作業の見積依頼を行います。

▶▶▶ 3.3.5 申請料金等の提示

評価機関決定後、下記書類にて、必要な金額やスケジュールなどをご提示します。
認証申請に進むかをご検討ください。

▶ 評価計画書

認証機関により選定された評価機関が作成する、評価計画書です。
評価機関組織名や評価スケジュール等が記載されています。

▶ 申請受理書

PSQ認証に必要な金額を記載しております。

■ 認証手数料

認証手数料は、一律に設定されております。

認証手数料
25万円（税別）



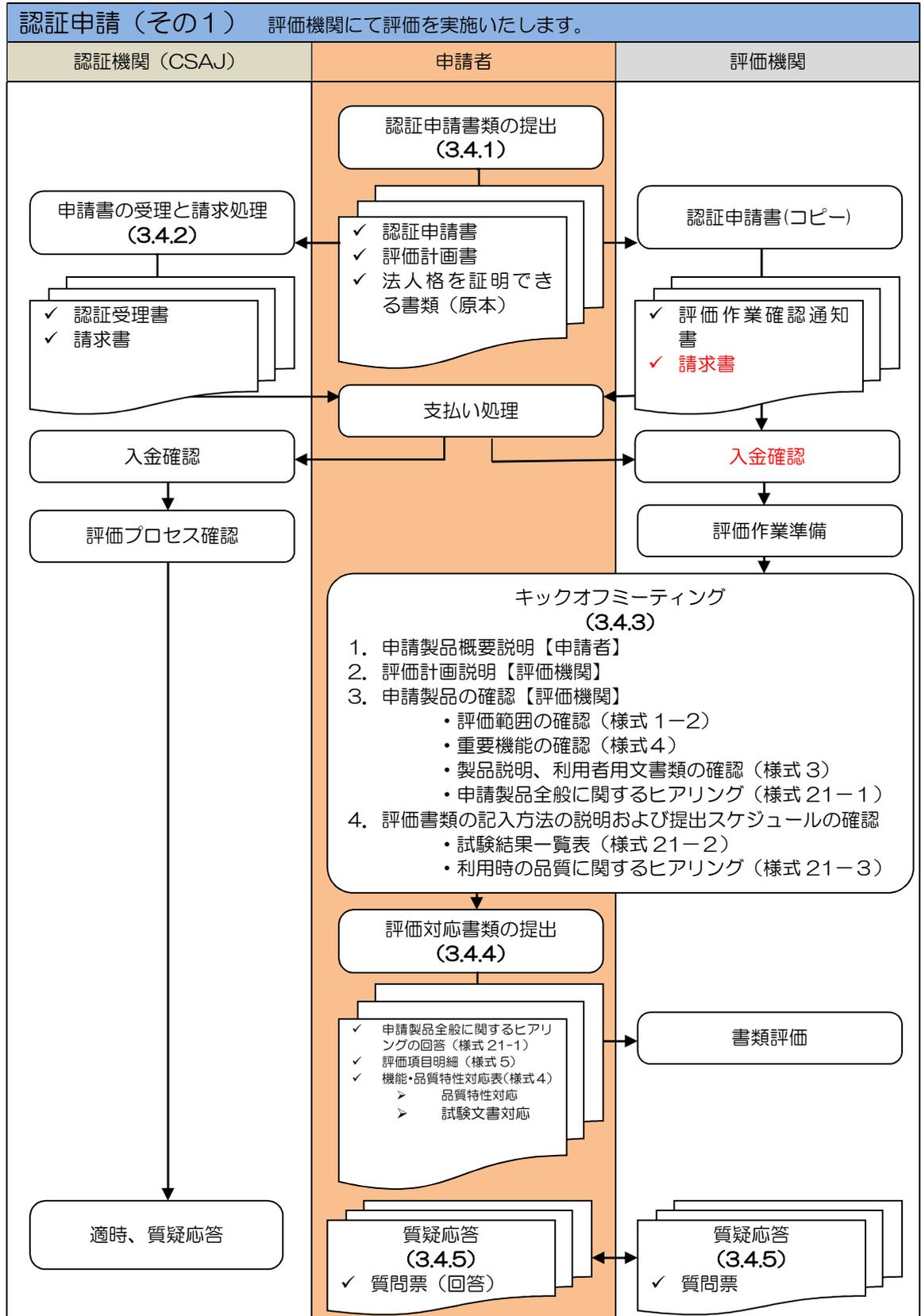
- 評価作業についての費用は含まれておりません。

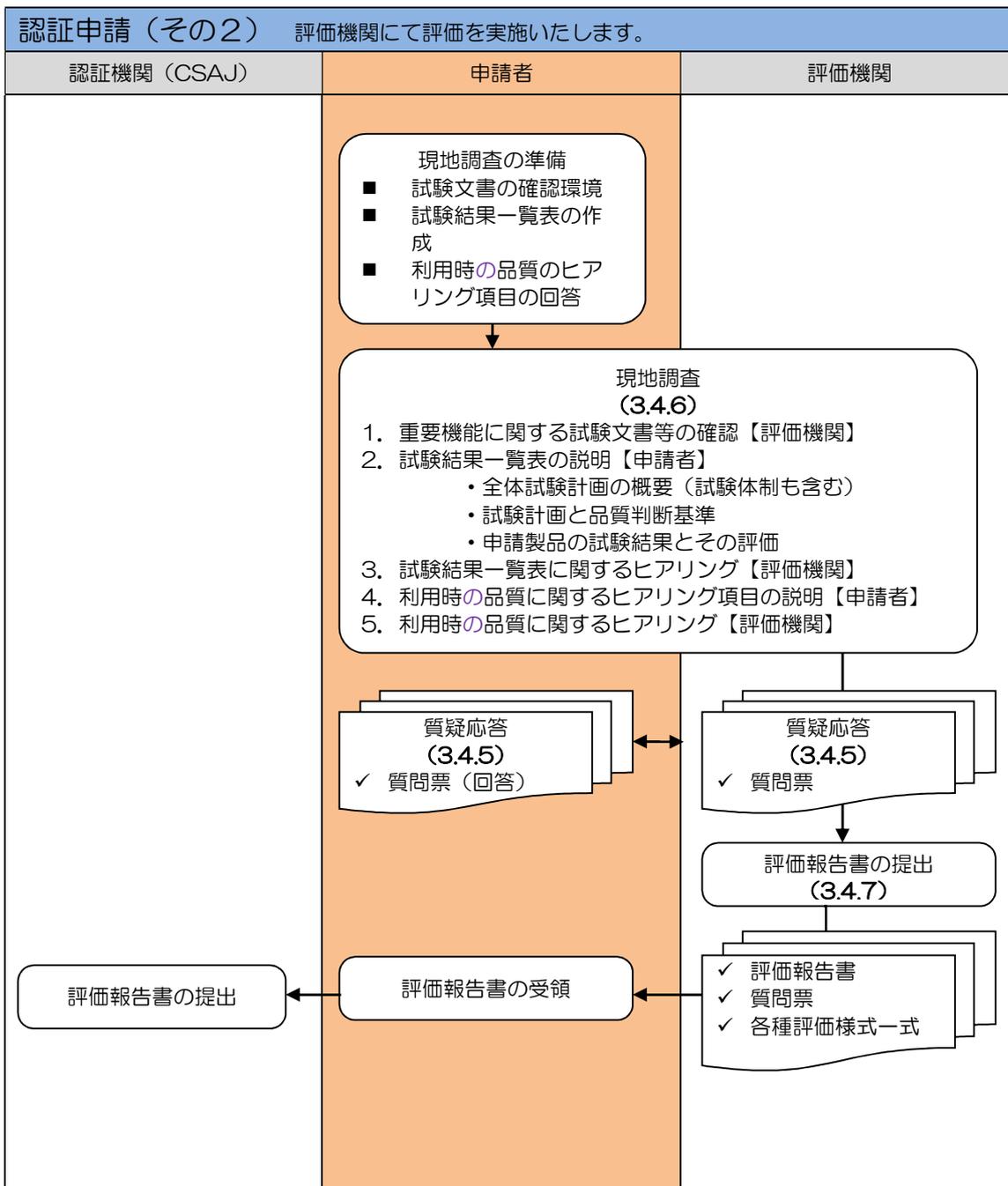
▶▶▶ 3.3.6 申請の取下げ

認証申請に進まず、申請を取り下げる場合は、「申請取下げ届 PSQM-O2-A 様式8」に必要事項を記入の上、提出してください。

3.4 認証申請手続

認証申請の具体的な手順は以下の通りです。





▶▶▶ 3.4.1 認証申請必要書類の提出

申請者は、申請に必要な以下の書類を用意し、「2.2 各種書類等取得と提出」を参考に、認証機関に提出してください。

▶ 認証申請書(PSQM-02-A 様式2)

認証機関のWEBサイトの記入例を参照して以下の項目等を記入します。

記載項目は、評価申請書と同様です。認証申請上の注意点のみを説明します。

■ ① 申請者の名称等

認証申請に関して権限及び責任を有する方が記名押印をしてください。

■ ② 誓約事項

誓約事項内容を確認し、承諾の上、認証申請を行ってください。

▶ 評価計画書

- 評価機関より発行されている評価計画書を提出してください。

▶ 法人格を証明できる書類

- 提出書類は、PDF 等デジタルデータでかまいません。
- 社・法人の登記事項証明書またはこれに準じるものを提出してください。
- 発行日から6か月以内かつ最新な書類。
- 海外法人の場合は、公的な機関が発行した納税証明書で代用できます。
- 法人格を証明する公的書類等の提出書類の原文の記載が日本語または英語のいずれでもない場合は、申請者は原文の他に日本語訳または英語訳を提出してください。日本語訳または英語訳のいずれかの提出がない場合、申請は受け付けません。
- 2回目以降の認証申請時には、以前に法人格を証明できる書類を提出したときの申請受付日から起算して、今回の申請が2年以内で当該書類の内容に変更がなければ提出は不要です。この場合、認証申請書の“既申請案件で提出済み”を選択し、以前提出した申請受付日及び受付番号を記入してください。
- 同日に複数申請を行う場合、2件目以降は添付不要です。この場合、認証申請書の“同日申請別案件に添付”を選択してください。

▶▶▶ 3.4.2 申請の受理と請求処理(認証機関)

認証機関は、認証申請の受理後、申請者に認証手数料の「請求書」を送付します。

申請者は請求書に記載の期日までに指定の口座へ手数料を入金してください。



- 一旦支払われた認証手数料は、申請を取り下げた場合であっても返金されません。

▶▶▶ 3.4.3 キックオフミーティング

評価作業の開始にあたり、申請者、評価機関による「キックオフミーティング」を実施します。本ミーティングで、評価対応で必要となる資料の説明や、評価及び認証作業のスケジュール、評価、認証内容の確認等を行います。

▶ 1. 申請製品概要説明【申請者】

製品説明をもとに簡単に申請製品をご説明ください。(操作デモンストレーション可)

▶ 2. 評価計画説明【評価機関】

評価計画書をもとに評価作業のスケジュール、評価作業の内容等を説明します。

▶ 3. 申請製品の確認【評価機関】

申請製品に関して、以下の内容を確認します。

■ 評価範囲の確認

評価申請書や製品説明、利用者用文書にて、製品名称、バージョン等を確認します。

また、評価アプリケーション範囲特定図(PSQ-O2-A 様式1-2)で評価対象となる機能を特定します。

■ 重要機能の確認

機能・品質特性対応表(PSQM-O2-A 様式4)をもとに、申請者の抽出した重要機能以外に、評価機関が評価のために追加した重要機能があればご説明し、申請者と合意します。

評価機関が、評価のために追加する重要機能としては、以下のようなものがあります。

- ・製品説明に書かれていて重要機能として抽出されていない機能
- ・抽出された機能で確認できない品質特性を持つ機能

抽出された機能で確認できない品質特性を持つ機能としては、以下のものがあります。

- ・性能に関すること
- ・セキュリティ脆弱性に関すること
- ・UI(User Interface)に関すること

上記の機能については、重要機能として、機能・品質特性対応表(PSQM-O2-A 様式4)に追記させていただきます。

抽出された重要機能については、現地調査などで試験文書との突合確認を行います。

■ 評価対象文書(製品説明、利用者用文書類)の確認

製品説明情報一覧(PSQM-O2-A 様式3)をもとに、製品説明、利用者用文書類を確認します。

■ その他申請製品全般に関するヒアリング

評価をスムーズに進めるために、概要情報チェックシート(PSQM-O2-A様式21-1)を基に、申請製品以下の項目をヒアリングさせていただきます。

- ・申請製品のバージョン管理方法
- ・これまでのバージョンアップ履歴
- ・問い合わせ対応体制
- ・申請製品の問い合わせ状況または、前バージョン・類似製品の問い合わせ状況

▶ 4. 評価対応書類の記入方法の説明と提出スケジュールの確認【評価機関】

■ 試験結果一覧表(PSQM-02-A 様式 21-2)の記述方法の説明

申請製品に関する試験品質に関する証跡、及び製品品質に関する証跡として、現地審査にて提出いただく、試験結果一覧表の記述方法についてご説明をいたします。



- 試験文書をご準備いただき、内容確認を行いながら進めるとスムーズに行えます。

■ 利用時の品質チェックシート(PSQM-02-A 様式 21-3)の記入方法の説明

利用時の品質に関する評価を実施するために、現地調査にて提出いただくチェックシートの記入方法をご説明いたします。

- 様式 4～21-3 の提出時期について確認します。

▶▶▶ 3.4.4 評価対応必要書類の提出

申請者は、評価に必要な以下の書類を用意し、評価機関に提出してください。

なお、下記提出必要書類の作成については、「キックオフミーティング」時に、ご説明いたします。

▶ 機能・品質特性対応表(PSQM-02-A 様式4)(品質特性マッピング記載)

評価申請の際に提出の「機能性・品質特性対応表(PSQM-02-A 様式4)」にて記載されている機能リストに対して、どの品質特性に該当するか以下に従い“○”を記入してください。

- ○: 品質特性に直接的に関連する機能
- △: 評価機関が確認する品質特性に関連する機能

各品質特性については、申請者ガイドブック 評価基準解説編で詳しく紹介していますのでご参照ください。

▶ 機能・品質特性対応表(PSQM-02-A 様式4)(試験文書マッピング記載)

機能にマッピングされる試験文書類は、試験結果一覧表の結合試験以降の文書を記入してください。(単体試験の文書のマッピングは不要です。)

また、品質特性対応の機能確認として、非機能の試験文書類(性能試験、セキュリティ脆弱性試験等)をマッピングしてください。

新規/改造の機能中心の試験の場合、流用(既存)の機能に関する回帰試験の試験文書をマッピングしてください。

▶ 評価項目明細(PSQM-02-A 様式5)

- 評価項目明細(製品説明)(PSQM-02-A 様式 5-1)
- 評価項目明細(利用者用文書類)(PSQM-02-A 様式 5-2)
- 評価項目明細(試験文書類)(PSQM-02-A 様式 5-3)

「製品説明」、「利用者用文書類」、「試験文書類」についての評価項目ごとの質問明細です。

各質問項目に対する状況を記入してください。

▶ 概要情報チェックシート(PSQM-02-A 様式21-1)

キックオフミーティング時にヒアリングさせていただいた事項に関して、回答内容を記述いただくとともに、回答内容を補足する必要な証跡があれば提出いただきます。

▶ 試験結果一覧表(PSQM-02-A 様式21-2)

試験結果一覧表には、以下の項目を記述いただきます。

- 試験計画(試験分類と試験内容) :キックオフミーティング時にご説明いただいた資料
- 試験計画(計画試験項目数と予測不具合件数、試験密度と不具合抽出密度)
- 試験結果(実施試験項目数と不具合件数)
- 試験結果(品質判定結果)

詳細は、申請者ガイドブック 評価基準解説編の5.6.3試験結果の総合評価の解説をご覧ください。

試験結果一覧表は、基本的にはご提出いただくこととしていますが、上記4項目に該当する既存文書があれば、その文書の提出で代替できます。

▶ 利用時の品質に関するヒアリングシート(PSQM-02-A 様式21-3)

以下の手順で実施します。

- 製品説明で利用者に強く訴求している言葉を抽出します。
- 抽出した言葉に対応する品質の目標を確認します。
- 品質の目標に対する結果を収集確認し、分析・評価します。

例1)	99%の利用者が満足	アンケート結果
例2)	20%の業務効率化	利用前後の労務工数比較
例3)	2倍のスピードで	前バージョンとの処理速度比較

なお、申請製品が新規で、利用者の評価結果や前バージョンとの比較結果等の証拠が無い場合には、利用時の品質の評価計画を確認することとして、証拠確認は更新審査で実施します。

詳細は、申請者ガイドブック 評価基準解説編の2.4.14利用時の品質の解説をご覧ください。

▶▶▶ 3.4.5 質疑応答

必要書類の提出確認が完了後、評価機関による評価が開始されます。

評価期間中は、必要に応じて下記の対応を行っていただく場合があります。

▶ 質疑応答

評価機関が評価作業中に確認事項があった場合や問題を発見した場合、認証機関または、評価機関は申請者に対して「質問票」を発行します。

申請者は、「質問票」を受け取り次第速やかに確認事項の回答や問題の解決を図ってください。また、申請者から認証機関への連絡も行えます。

▶▶▶ 3.4.6 現地調査

試験文書の整理状況や管理体制等の確認を目的に、現地調査を行います。
調査実施時には、試験文書の管理を担当する責任者による対応が必要です。

以下の項目について、現地調査を行います。

▶ 1. 重要機能に関する試験文書等の確認【評価機関】

抽出した重要機能について、製品説明及び利用者用文書の記述とおりの試験がなされているかを試験文書で確認いたします。（なお、試験文書を評価機関が遠隔参照で可能な場合は、現地調査では行わず、書類審査にて行います。）

▶ 2. 試験結果一覧表(様式21-2)の説明【申請者】

当日準備いただいた試験結果一覧表をもとに、以下の項目についてご説明いただきます。

- ・全体試験計画の概要(試験体制も含む)
- ・試験計画と品質判断基準
- ・申請製品の試験結果とその評価

▶ 3. 試験結果一覧表に関するヒアリング【評価機関】

2項で説明いただいた内容について、ヒアリングを実施します。

▶ 4. 利用時の品質に関するヒアリング項目(様式21-3)の説明【申請者】

抽出した利用時の品質に関して、設定した判断基準、得られた結果情報をもとに、どう評価しているかをご説明いただきます。

▶ 5. 利用時の品質に関するヒアリング【評価機関】

4項で説明いただいた内容について、ヒアリングを実施します。

▶▶▶ 3.4.7 認証機関への評価報告書提出

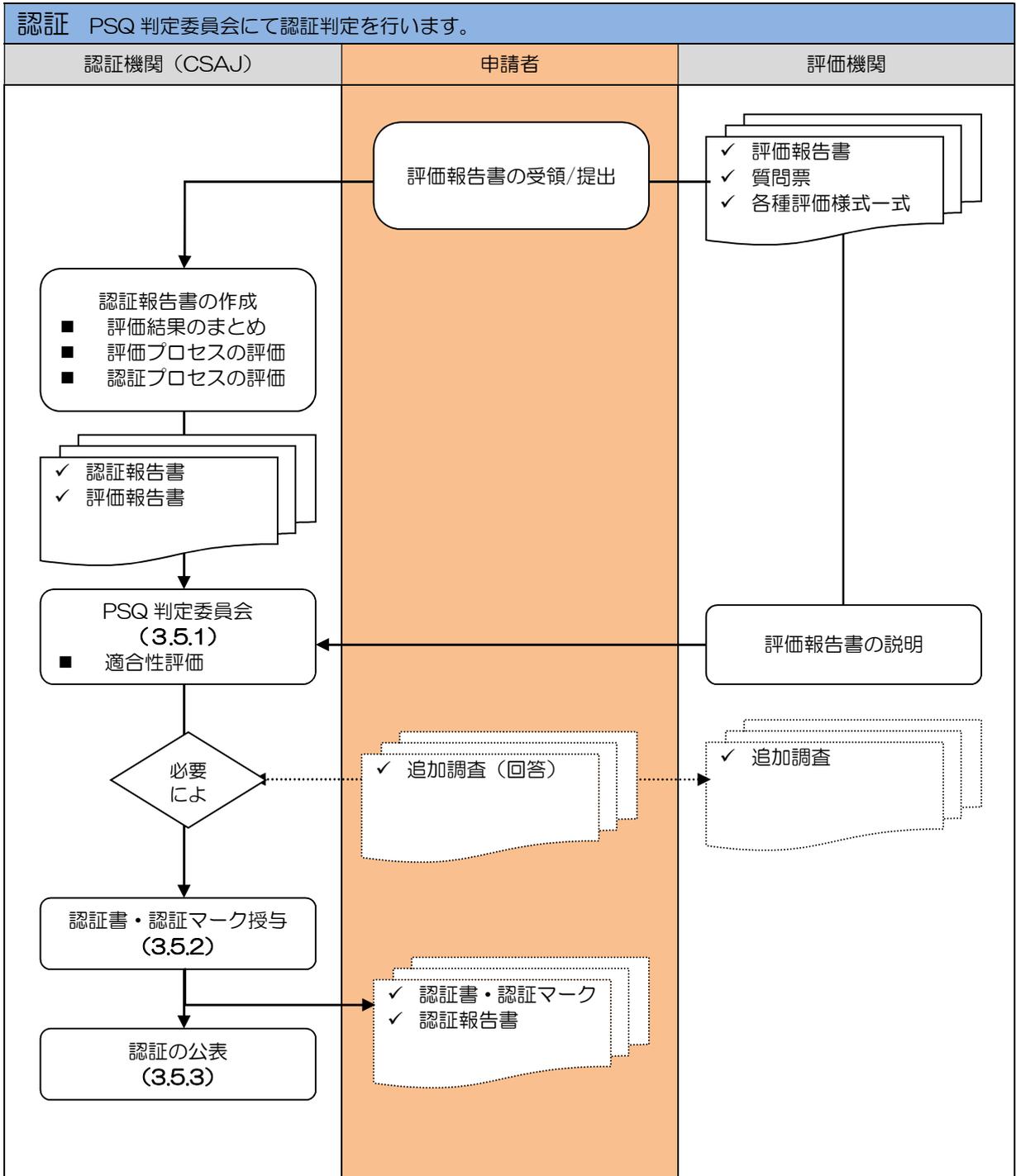
評価作業完了後、評価機関より申請者に対して、評価報告書が提出されます。

申請者は、認証機関へ評価報告書及び評価資料一式を提出します。ただし、評価機関が代行で提出いただいてもかまいません。

認証機関は提出書類の不備をチェックした上で受領します。

▶▶▶ 3.5 認証手続

認証手続きの手順は以下の通りです。



▶▶▶ 3.5.1 認証判定

認証機関で適時実施される「PSQ判定委員会」にて、認証判定が実施されます。PSQ判定委員会では、評価機関から提出された「評価報告書」、および、認証機関が評価プロセス及び評価結果が妥当であるかを評価した「認証報告書」をもとに、審議されます。

認証判定時に追加調査が必要になる場合があります。認証機関または評価機関が、申請者に対して「申請者QA票」を発行しますので、速やかな対応をお願いいたします。

▶▶▶ 3.5.2 認証の授与

PSQ判定委員会で認証判定に適合と判定されると、認証機関より「認証書」及び「認証報告書」が申請者に授与されます。

▶▶▶ 3.5.3 認証の公表

適合と判定されると認証機関のWEBサイトでその旨公表されます。

4

認証の更新と終了

更新は、認証を取得したソフトウェア製品の後続のバージョン等に対して、認証の継続を認めるものです。更新申請の評価は、認証時のソフトウェアより、追加、修正された内容に対して行われます。ここでは、更新を申請するときの流れを説明します。

▶▶▶ 4.1 認証の更新

▶▶▶ 4.1.1 認証の有効期限

PSQ認証制度で取得した認証は、5年間（5年後の認証取得月の月末まで）有効です。認証の有効期間を超える場合は更新申請が必要となります。認証の更新を申請する場合は、認証の有効期間満了日の 180日前から 30日前までに手続きを行い、更新評価を受ける必要があります。上記の期間内に更新の申請をしたとき、認証の効力は、有効期間終了後も更新を決定するまでの間継続します。

▶▶▶ 4.1.2 更新申請の契機

PSQ認証は取得時の製品バージョンでのみ有効です。以下の場合は更新申請が必要となります。

▶ 製品名変更

PSQ認証取得製品名が変更された場合、更新申請が必要となります。

▶ 製品の大幅な機能変更(メジャーバージョンアップ)

PSQ認証取得製品のメジャーバージョン番号が変更された場合、更新申請が必要となります。PSQ認証制度では、メジャーバージョンとマイナーバージョンを下記のようにバージョン表記より、判断します。

Ver. XX. XX. XX
 メジャー マイナー



- 製品名やバージョン等が明示的に表示されない製品であっても、ソフトウェアの機能上、利用者への告知が必要となるような追加や変更などがあった場合、更新申請が必要になります

▶ 提供事業者および開発事業者の変更

当該ソフトウェア製品の提供事業者または、開発事業者が合併、分割もしくは相続等の理由により、変更があった場合には更新申請が必要になります。

▶▶▶ 4.2 更新審査の内容と申請手続

更新審査では、認証時点から追加・変更された内容を確認します。

更新申請では、当該ソフトウェア製品に対して、認証時点から追加・変更された内容を確認できる以下の書類（機能・品質特性対応表など）を提出してください。

- 製品説明情報一覧(様式 3)の変更差分
- 機能・品質特性対応表(様式 4)の変更差分
- 現在の製品説明、利用者用文書
- 「PSQ 認証マーク」の運用状況
- (該当する場合) 前回の認証において更新審査で確認することとなった事項に関する証跡

評価機関にて、追加・変更量を判断し、更新申請に必要な手数料をご提示します。

申請者は提示された情報をもとに、更新申請を実施するかを判断してください。

▶▶▶ 4.3 認証製品の販売終了

認証の有効期間内に当該ソフトウェア製品の販売を終了したときは、「認証製品販売終了通知書（PSQM-O2-A 様式19）」により、届出を行ってください。その際には、認証書も同時に返納していただきます。届出にあたっては、費用はかかりません。

▶▶▶ 4.4 認証の一時停止、取り消し

当該ソフトウェア製品を提供する事業者が、次のいずれかに該当する場合には、その認証を一時停止または、取り消すことがあります。一時停止、および取り消しとなった場合は、認証機関のWEBサイトにその旨告知いたします。

- 認証を受けたソフトウェア製品の利用者、評価機関及びその他関係者からの苦情、情報提供等により、この規程に定める事項への適合性に疑義が生じたとき
- 認証機関による調査、原因究明及び是正処置の要請等、及び再評価の指示に、正当な理由なく期限内に応じなかった場合
- 認証機関が一時停止の措置をしたにもかかわらず、対応するソフトウェア製品を認証されているものとして継続して供給している事実が発覚した場合
- 認証機関が、調査または再評価の結果に基づいて、「認証書」の効力を継続することが適当でないと判断した場合
- その他認証機関が必要と認めたとき

5

認証書・認証マーク

認証機関は、認証したソフトウェア製品に対して、認証書及び認証マークを発行します。



5.1 認証書

認証されたソフトウェア製品を提供する事業者は、認証の有効期間中、「認証書」及び「PSQ認証マーク」を広告、宣伝等に使用することができます。



5.2 PSQ認証制度マーク

認証マークには申請企業を応援する意味で下記の思いが込められています。

【PSQ認証制度マーク】



ISO/IEC 25051:2006

〔デザインコンセプト〕

世界でも使用されている確認済マーク「チェックマーク」と日本の「日の丸」をロゴに組み入れ世界中の人々に日本製品の信頼できるチェック体制がロゴをみただけで分かるようデザインとしました。(ユニバーサルデザイン)
また、日本の象徴である「日の丸」がデザインされていることから日本製品の信頼感を世界に普及する効果もあります。



ISO/IEC 25051:2014

5.2.1 PSQ 認証マークの使用について

PSQ 認証マークは、「認証書」が本制度の条件に従って発行されたことを示すものです。

- (1) 「認証書」、「認証報告書」及び「更新報告書」の著作権は、認証機関が保有します。
- (2) 「PSQ 認証マーク」の使用に関する独占的な権利は、認証機関が保有します。
- (3) 「認証書」の交付を受けた登録者は、その認証書が発行されたソフトウェアの広告、マーケティング、及び販売に際してPSQ 認証マークを使用することができます。
その場合は、「認証書」に記載されているソフトウェアと異なるバージョンのものに使用したり、ソフトウェアそのもの自体を保証したりするような記載等の誤解を招くような行為をしてはなりません。
- (4) PSQ認証マークを使用する場合は、必ず認証の意味及び範囲を明確にする記述を利用者の目のつくところに記述しなければなりません。ただし、スペースに限りがある場合は、対象となる製品名をPSQ認証マークと併記することで上記同等の扱いとみなします。



● 併記する一般的な記述の例

本認証マークは、本製品の評価が「PSQ認証制度」の定めに従って実施されたこと及び本製品に対する評価結果が検証されたことを示すものであり、本製品に品質上の問題が全くないことの保証を意味するものではありません。

なお、PSQ 認証マークをホームページに使用する場合、PSQ ポータルサイトにリンクすることを許可しています (<http://www.psq-japan.com>)。これは、閲覧者がPSQ 認証マークの意味や真偽を確認したい場合に対応できる状況とするためです。ただし、マークの近辺に対象となる製品名を明確に表記してください

(6)PSQ 認証マークのサイズや色番号の指定はあり、元のデザインから逸脱した色使いや変形、他のデザインと組み合わせての使用はできません。認証取得後、データが必要な場合は、認証機関にご連絡ください。

(7)PSQ 認証マーク使用に当たっては、一般社団法人コンピュータソフトウェア協会が定めたルールやガイドラインに従い、一般社団法人コンピュータソフトウェア協会の許可を得た上で使用しなければなりません。未許可での使用は、商標及び著作権を侵害する行為として禁止しています。

PSQ認証制度 申請者ガイドブック
制度解説編

2015年 4月15日 第1版
2016年 5月10日 第2版
2017年11月xx日 第3版

 **Computer Software Association of Japan**
一般社団法人コンピュータソフトウェア協会

〒107-0052
東京都港区赤坂1-3-6
赤坂グレースビル
TEL : 03-3560-8452
FAX : 03-3560-8441
<http://www.csaj.jp/>